

事務連絡  
平成22年3月24日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当課（室）御中  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課  
振興課  
老人保健課

一部ユニット型特別養護老人ホーム等の基準の解釈について

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基準及び一部ユニット型特別養護老人ホームの基準についての照会が一部の地方公共団体からあったところですが、これについては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成15年3月19日老計発第0319001号・老振発第0319001号により改正）」及び「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成15年3月19日老発第0319001号により改正）」により、「一部ユニット型指定介護老人福祉施設」及び「一部ユニット型特別養護老人ホーム」とは、①平成15年4月1日に現に存する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、②同日において現に存する指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合に限る旨、したがって、同日以降に新設される施設の中にユニットとそれ以外が併存する場合には、当該施設は一部ユニット型施設に該当しないとの解釈を明らかにしているところです。

つきましては、上記通知を踏まえ、今後とも、一部ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型指定介護老人福祉施設の取り扱いについて、運用に遺漏なきようお願い致します。

なお、「一部ユニット型老人保健施設」、「一部ユニット型指定介護療養型医療施設」、「一部ユニット型指定（介護予防）短期入所生活介護」及び「一部ユニット型指定（介護予防）短期入所療養介護」についても、各々の基準に係る解釈通知により同様の取り扱いとなっている点を申し添えます。

(連絡先)	老健局高齢者支援課	企画法令係
代表	03-5253-1111	(内線3929、3971)
直通	03-3595-2888	
FAX	03-3595-3670	

## 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の指定基準に係る参照条文

### ○介護保険法

(平成9年 法律第123号)

第八十八条 指定介護老人福祉施設は、厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

### ○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日 厚生省令第39号)

(平成15年3月14日 改正)

第六章 一部ユニット型指定介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第五十条 第一章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、一部ユニット型指定介護老人福祉施設（施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

### ○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について

(平成12年3月17日 老企第43号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)

(平成15年3月19日 改正)

第六 一部ユニット型指定介護老人福祉施設

#### 1 第六章の趣旨

平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する指定介護老人福祉施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有している（建築中のものを含む。）ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型指定介護老人福祉施設とし（略）

## 一部ユニット型特別養護老人ホームの基準に係る参照条文

### ○老人福祉法

(昭和38年 法律第133号)

#### 第十七条 (施設の基準)

厚生労働大臣は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、基準を定めなければならない。

- 2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。

### ○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(平成11年3月31日 厚生省令第46号)

(平成15年3月14日 改正)

#### 第四章 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第四十三条 第二章(第十二条を除く。)の規定にかかわらず、一部ユニット型特別養護老人ホーム(施設の一部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章の定めるところによる。

### ○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(平成12年3月17日 老発第214号 厚生省老人保健福祉局長通知)

(平成15年3月19日 改正)

#### 第六 一部ユニット型特別養護老人ホーム

##### 1 第四章の趣旨

平成十五年四月一日に現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が、その建物を同日以降に改修、改築又は増築して施設の一部にユニットを造り、ユニットケアを行う場合、また、同日において現に存する特別養護老人ホーム(建築中のものを含む。)が同日において現に有している(建築中のものを含む。)ユニットで施設の一部においてユニットケアを行う場合は、これを一部ユニット型特別養護老人ホームとし(略)